



DEPARTMENT OF THE NAVY
COMMANDER US NAVAL FORCES JAPAN
COMMANDER NAVY REGION JAPAN
PSC 473 BOX 12
FPO AP 96349-0001

5000
Ser N00/1415
2022年10月21日

メモランダム

発信者：在日米海軍司令部/米海軍日本管区司令部司令官

受信者：配布閲覧用

件名：新型コロナ感染症に関する移動制限（アップデート XXII）ガイダンス

参考資料：
(a) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/0114 (2022年9月13日)
(b) COMUSFJ Force Public Health Order 22-010 (2022年10月11日)
(c) COMNAVREG Japan Memo 5000 Ser N00/0110 (2022年3月28日)

添付資料：(1)検査結果保留中人員の移動制限（ROM）（2022年10月21日）

- 参考資料(a)にある移動制限（ROM）ガイダンスは取り消され、このメモランダムの内容が優先される。参考資料(a)の配布は停止すること。当ガイダンスにおいて追加説明が必要、または他のガイダンスと齟齬があると思われる場合は、個人または部隊から在日米海軍司令部に問い合わせること。このガイダンスは、正式な命令を受けた現役、現役予備役兵、予備役兵に対して実行可能であるが、推奨されるCOVID-19のROM手順に関する情報を必要とするSOFA人員、扶養家族、民間人および契約職員のための一般的なガイドラインとしても機能する。
- 参考資料(b)は、2022年10月1日付Japan-wide PHEを廃止し、2022年10月11日にETPs要件を撤廃するものとする。

3. 定義

(a) ワクチン完全接種者/免疫獲得者 — 一連の予防接種を受け、免疫ができていると考えられる者：最後の予防接種から2週間以上経過している者。

(b) 最新接種完了者 — 下記リンクの米国疾病予防管理センター（CDC）のガイダンスに従い、一次接種の全回数および対象年齢者で推奨されるすべてのブースター接種を完了した者。
(CDCのガイダンスのリンク <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/stay-up-to-date.html>)

(c) 回復済み罹患者 — 米国疾病予防管理センター（CDC）90日以内にCOVID-19検査で陽性確認を受け無症状の者で医療隔離から解除されている者。

(d) ホールド期間 — 人員が米軍施設内に制限される期間である。この期間、基地施設以外の適切な宿舎に居住する場合を除き、SOFA人員は米軍SOFA施設で過ごすことになる。ホテルなどの一時的な宿泊施設は、基地施設外の住居区とはみなされない。基地施設外に居住する者は自宅と基地施設間の移動のみ許可される（基地施設外での行動は不可）。移動の際は自家用車、もしくは公用車での移動とするが、ワクチン完全接種者に関しては、自転車や徒歩での移動も許可される。ただし自宅と基地施設間以外での立ち寄りは禁止。ホールド期間中はいかなる公共交通機関も利用してはならない。さらに、ホールド期間中の米軍SOFA施設間の移動は許可されるが、移動に使用可能な交通手段は自家用車、公用車、軍用機に限る。各米軍基地施設の指針がより厳しくない場合は米軍SOFA施設にいる間は基地内すべての施設にアクセス可能である。

(e) 隔離。COVID-19に感染している人（症状のある人、ない人）を、感染していない人から分離するためには用いられる戦略。ここでは、自宅、コミュニティケアセンター（隔離シェルター）、医療施設などで隔離された人を指す。家庭内では、COVID-19の症状がある人、またはこの病気と診断された人は、家庭内の他の人の感染のリスクを減らすために、他の人と分離し、他の人と一緒にいても安全であるまで家にいなければなりません。これには、COVID-19と一致する徴候や症状があり、検査結果がまだ出ていない、あるいは出る予定の人も含まれます（CDC）

(f) 隔離。伝染病にかかった人を隔離し、移動を制限して発病するかどうかを確認する作戦。

(g) ウイルス検査—ウイルス検査とは COVID-19 検知のための関連国に承認および認定された現在の感染の有無を検知する検査（PCR のような核酸増幅検査もしくは抗原検査）である。

(h) 分子検査—核酸増幅法（RT-PCR、LAMP、TMA、例えば Abbott ID-NOW のような NEAR を含む）を用いた非常に特殊なウイルス検知検査。

(i) セルフ検査キット—米国食品医薬品局（FDA）認可済みの抗原検査キット。セルフ検査キットはいわゆる市販の検査キットであり、医療機関を介した発注や医療技師による検査支援は不要。

(j) 公衆衛生官—特定の基地施設において部隊や組織の主な医療監督を任せられている PHEO もしくは CMA のいずれかを指す。

4. 日本へ30日以上展開・出張する現役軍人、現役予備役兵および予備役兵、州兵（作業指示書に該当する国防総省の軍属、契約人員も含む）は来日前にワクチン完全接種が必須条件となる。部隊運用上の移動、増派人員、演習支援人員にもこの条件が該当する。

5. 渡航前検査。日本へ渡航する人員は日本国政府が定める入国の検査ガイドラインに従うこと。3回目の接種を受けている人員は渡航前検査を実施する必要はありません。原則として、日本への国際航空便を利用する2歳以上の人員で3回目の接種を受けていない者は、軍用機もしくは民間航空機による渡航前72時間前までにウイルス検査（分子検査もしくは抗原検査）を行い、渡航中は陰性証明を携帯すること。

(a) さらに、渡航前の分子検査で陰性となった人員は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時検査が通常は免除されるが、税関、入国管理局、検疫官の指示により、GOJ の定める検査を受ける場合がある。到着時に明らかに COVID のような症状がみられる人員は、到着時検査の対象となる確率が高くなる。

(b) 90日以内に COVID-19 に罹患し、すでに回復した人員に関しては、渡航検査の対象にならないが、到着時検査の対象となる場合があります。ただし、3回目の接種を受けている場合を除く。その場合、医療機関もしくは公衆衛生担当官から証明書（回復済みであることを示す文書）を発行してもらい、渡航中は携行すること。

(c) 民間航空会社は、航空会社、目的地、出発地によって、より厳しい検査条件を設けている場合がある。上記最低条件よりも厳しい場合は、渡航前に航空会社に問い合わせ、その要件を満たせるかどうか確認する必要がある。尚、民間航空会社は一般的にセルフ検査キットによる結果を受け付けていません。回復済み証明を受け入れないこともあります。

(d) 軍用機または軍のチャーター便（MILAIR, パトリオットエキスプレス）で到着する SOFA 渡航者（子供を含め）3回目の接種がまだの場合、そして日本に渡航する 72 時間以内に COVID-19 検査を受けられない場合、指揮系統の最初の上官（O-6）に ETP を要求することができる。ETP には渡航者の氏名、検査が不可能な理由、承認権保有者と連絡先を記載しなければならない。ETP が許可された場合、その人員は最初の COVID-19 検査で陰性となるまで、添付資料（1）に従い、渡航先の居住区または住居での行動に制限される。その後、残りの ROM 要件に従うこと。

6. 到着時検査 日本へ渡航する人員は日本国政府が定める入国の検査ガイドラインに従うこと。3回目接種済みの SOFA 渡航者は、到着時の検査が通常は免除される。渡航前の分子検査で陰性であった渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時の検査が免除されるが、税関、入国管理局、検疫官の指示により、GOJ の定める検査を受ける場合がある。到着時に明らかに COVID のような症状がみられる人員は、到着時検査の対象となる確率が高くなる。また、国内航空線を含む公共交通機関の利用制限もない。

- (a) (3回目の接種を受けていない人、および渡航前分子検査での陰性証明を所持しない) 現役の軍人および予備役兵の正式な命令により、軍用機もしくは軍のチャーター便 (MILAIR、パトリオットエクスプレス) で到着した SOFA 人員は、ROM を行う施設に到着後 1 日以内に検査を受け、ワクチン接種の状況にかかわらず検査結果が陰性となるまで、添付資料 (1) に従い、ROM 実施地での行動に制限される。
- (b) 現役の軍人および予備役兵の正式な命令により、民間航空機で入国し日本政府 (GOJ) の到着時検査を受けた (3回目の接種を受けていない、渡航前分子検査での陰性証明を所持しない) SOFA 人員は、ワクチン接種の状況にかかわらず、到着時検査の結果が陰性となるまで添付資料 (1) に従い、住居および宿泊地での行動に制限される。旅行前の分子検査が陰性であった人員は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時検査と ROM が免除される。空港当局から到着時検査の実施を指示された場合は、丁重な対応が求められる。渡航前分子検査が陰性であった場合、入国審査終了後、結果を待つことは不要であり、公共交通機関利用を含む移動を継続することが可能。
- (c) 90 日以内に COVI-19 感染症から回復した人员として渡航前の COVID-19 分子検査が陰性でない人员は日本政府の到着時検査の対象となる可能性がある。CDC のガイダンスでは推奨されていないが、日本の民間空港での入国時に必要なこともある。検査結果が陽性の場合、その人员は軍の医療担当者に相談できるまでは米軍施設内で医療隔離となる。
- (d) MILAIR/パトリオットエクスプレスで日本への渡航者は、メンテナンスまたは天候のために一時的予期できないダイバートの場合、その間施設内に行動区域を制限すれば到着時検査は免除されます。

7. 現役および予備役兵の正式な命令で入国する全ての海軍 SOFA 人員は予防隔離を米軍 SOFA 施設内もしくは基地施設以外の場合、事前に設定された勤務地近接の宿舎で実施しなければならない。陽性結果を受けた現役および予備役兵の正式な命令で入国する海軍 SOFA 人員は、SOFA 施設内もしくは基地司令官が承認する場合、基地施設以外の居住区で医療隔離を行う。ホテルなどの一時的な宿泊施設は、基地施設外の居住区とはみなされない。基地司令官およびテナント部隊指揮官は、全ての予防隔離、医療隔離の順守を確保する。CMA は医療隔離の適切な実施に関する必須事項を人員に通知し協議する責任がある。

8. 濃厚接触者として指定された人物に関する方針:

- (a) ワクチン未接種の人员、もしくは一回目接種している人员が既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、その人员は直ちに予防隔離下に移行する。予防隔離の対象となった者は自宅、宿舎等および米軍施設内で最低 5 日間の隔離を実施する。5 日目以降、無症状の場合は追加で 2 日間は基地内の行動に制限され、計 7 日のホールド期間を実施する。マスクの着用は 10 日間義務付けられています。居住地と施設間の移動は公共交通機関以外での移動が認められています。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人员 (配属されている人员の扶養家族を含む) に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する责任がある。隔離終了後の無症状感染者は公共交通機関を使用することができる。
- (b) 完全接種者 (最新接種未完了) 既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、その人员は直ちに予防隔離下に移行する。予防隔離の対象となった者は自宅、宿舎等および米軍施設内で最低 5 日間

隔離を実施する。5日目以降、無症状の場合は追加で2日間は基地内での行動に制限され、計7日のホールド期間を実施する。マスクの着用は10日間義務付けられています。居住地と施設間の移動は公共交通機関以外での移動が認められています。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。隔離終了後の無症状感染者は公共交通機関を使用することができる。

- (c) 完全接種者および最新接種完了者が既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、現在適用されている医療ガイダンスにて別途指示がない限り、無症状者は予防隔離の対象にはならない。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。部隊/組織は直属同僚に濃厚接触状況を通知することが推奨され、業務上適切なソーシャルディスタンスを取ることができない人員については、職務の調整を検討しなければならない。必須条件ではない場合においても、濃厚接触発生から10日間、周辺に人がいる場所ではマスクを着用するなどの注意を払うこと。また、発症した場合は直ちに隔離を行い、医療検査を求める。
- (d) 濃厚接触者として指定された人員で、5日目以降に症状がある、または症状が残っている者は、地元のMTFで医療評価及び／またはCOVID-19検査を受け、職場／学校に戻ること、または社交場に出席することについて医療機関からの指導に従わなければならない。

9. 陽性者に関する方針：

- (a) COVID-19の陽性者は、直ちに医療隔離状態に移行する。医療隔離解除されるまで、他の非感染者との接触を避ける。
- (b) 現役および予備役兵の正式な命令で入国している全ての海軍SOFA人員米海軍陽性者は、米軍施設内もしくは部隊指揮官から許可を得ている場合は米軍施設外の居住区で医療隔離を行うこと。ホテルなどの一時的な宿泊施設は、基地施設外の居住区とはみなされない。
- (c) COVID-19の陽性者は、発症日（無症状の場合は検査結果が陽性だった日）から最低丸5日間の医療隔離期間および厳格な感染対策を講じた2日間のホールド期間（合計最低7日間）を完了する必要がある。5日目に医療隔離解除となるには、解除前24時間に間に解熱剤を服用せずに発熱していないこと、および症状が改善していることが条件となる。7日目以降にこれらの基準を満たさない場合、基準を満たすまで、または症状が出始めてから（診断時に無症状の場合は検査結果が陽性となるまで）完全に10日間経過するまで、保有期間が延長されます。なお、隔離解除前のCOVID-19検査で陰性である必要はない。
- (d) 施設の公衆衛生官の監督のもと、各司令部は扶養家族を含む人員が上記の基準を満たしていることを確認したのち、医療隔離およびホールド期間を解除する。施設の公衆衛生担当官は、この基準や現在適応されている医療ガイダンスを司令部に提供する責任がある。
- (e) 医療隔離解除後、すべての人員は発症日（無症状の場合は検査結果が陽性だった日）から丸10日を経過するまでは、すべての公共の場所ではマスクを着用し、公共交通機関の利用は禁止、旅行は控える必要がある。
- (f) 公衆衛生官は基地の医療施設、ならびに日本政府による入国検査で陽性となった人員の情報を各部隊/組織へ連絡する。連絡後、陽性者の管理・追跡調査は各部隊/組織の責任となる。
- (g) FDA承認のセルフ検査キットで陽性が確認された場合、管理・追跡調査のため、その個人自ら所属部隊に連絡をする。連絡を受けた部隊/組織は、データ収集・共有、ならびに回復証明発行のために、公衆衛生官に情報を伝達する。FDA認可済みのセルフ検査キットで陽性が確認された者に関しては、医療隔離開始前に公衆衛生官から検査ラボでの再確認検査を提供される場合もある。

(h) 部隊/組織は所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）の士気や福祉に責任を持ち、医療隔離期間中の食糧や必需品を確保する責任がある。

10. 回復済み罹患者に関する方針:

(a) 90日以内の回復済み罹患者は、国防総省のすべての検査要件が免除となるが、日本到着時検査の対象となる。

(b) 回復済み罹患者が既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、現在適用されている医療ガイドラインにて別途指示がない限り、無症状者は予防隔離の対象にはならない。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。部隊/組織は直属同僚に濃厚接触状況を通知することが推奨され、業務上適切なソーシャルディスタンスを取ることができない人員については、職務の調整を検討しなければならない。該当する人員は、10日間の間 COVID-19 の症状確認等の健康管理を行う。また、発症した場合は直ちに隔離をし、医療機関に相談し追加検査が必要かを確認すること。

11. 日本から出国する人員に関する方針: 日本を出国する渡航者で最近医療隔離もしくは予防隔離の対象となったすべての SOFA 人員は、日本からの渡航を開始する前に参考資料 (b) で要求される在日米軍の医療隔離および予防隔離の手続きをすべて完了しなければならない。

12. 米軍施設にて勤務する MLC、IHA、ならびに SOFA 人員以外に関する方針: SOFA 人員以外に関しては在日米海軍司令部の ROM 方針が該当しないため、地元保健所から推奨された行動に従うこととする。地元保健所から共有された感染者情報は、軍公衆衛生官から部隊リーダーシップ（部隊指揮官・CO、担当士官・OIC、ディレクター、部隊緊急連絡官/CDO）に伝達される。ワクチン完全接種者であっても、地元保健所から隔離の指示を受けることもあり得る。その場合、職場復帰の前にかならず地元保健所の指示に従い隔離を完了すること。

13. 渡航検査に関する方針: 各部隊/組織は参考資料 (b) ならびに当ガイドラインに従い、無症状者の渡航前、到着後、検査を徹底する手順を策定し、検査実施の記録管理や、対象となる所属人員やその扶養家族向けの FDA 認可済みセルフ検査キットの調達も含むプロセスを設け、実施するものとする。

14. 追跡調査: 施設公衆衛生官の指導の元、各部隊/組織は所属人員やその扶養家族も含め、追跡調査を行える適切な数の調査員を教育・確保するものとする。

15. DoD 施設に駐留していない現役および予備役兵の正式な命令で入国している海軍 SOFA 人員は、このメモランダムおよび参考資料 (b) に規定されている ROM 要件を順守しなければならない。海軍施設以外および他の軍種が管理する施設に駐留している海軍 SOFA 人員は駐留および居住する現地施設の ROM 要件に従わなければならない。

16. 例外措置 (ETP): 上記プロセスと異なる事案に関しては ETP 申請が必要となる。要件を順守する実行可能な選択肢がない場合、最終手段として ETP を申請することができる。全ての ETP は詳細な作戦構想および感染予防策とともに渡航開始の 14 日前までに提出しなければならない。ETP を申請する前提として、当該者がワクチン完全接種者であり、例外とされる行動においてマスク着用の義務化の他、例外行動中に症状が出た場合ただちに活動を停止し、各例外活動実施において提示されたルールや条件に遵守することが求められる。第 7 艦隊司令部 (C 7 F) の作戦統制下にある全ての作戦部隊およびユニットの ETP は直接第 7 艦隊司令部を介して、在日米軍司令部に提出すること。作戦運用にかかるわらない ETP 申請は下記メールアドレスにて CNFJ を介して在日米軍司令部へ提出すること。

M-YO-CNRJ-ROM-ETP-WAIVER@FE.NAVY.MIL

17. このガイドラインは延長、廃止、取り消されない限り、今後通知があるまで有効なものとする。我々の海軍施設に所属、居住する人員の健康、安全、福祉を守り、在日米海軍及び米海軍日本管区の軍の任務

件名：新型コロナ感染症にかかる移動制限（アップデート XXII）

を達成するために、このガイダンスにある措置は合理的に必要であり適切であると判断された。軍人による違反は統一軍事法典第 92 条に基づき罰せられることがある。米国民間人による違反は、管理処分（赴任期間短縮、基地への立入禁止）もしくは懲戒処分になることもある。扶養家族による違反は、部隊のスポンサーシップの失効や扶養家族の早期帰国処分を含む管理処分になることもある。



C. A. ラティ

配布先：

CFAY, CFAO, CFAS, NAFA, NAFM, NSF DG, SAC, その他全てのテナント部隊



Restriction of Movement

渡航前分子検査（RT-PCR、LAMP、TMA、NEAR を含む核酸増幅法）を出発の 72 時間前までに受け、その結果が陰性である日本への渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、以下の要件が免除される。

到着検査で陰性結果が確認されるまでは断じて公共交通機関の使用を禁ずる。

正式な命令書にて入国している現役の軍人および予備役兵

到着時検査結果保留中の人員

- (a) 空港と基地施設及び自宅間の移動は公共交通機関での移動は、民間空港で実施された到着検査、もしくは民間空港以外に到着する場合（MILAIR、パトリオットエキスプレスなど）は米軍施設において適切な監督下で実施された検査で陰性が確認されない限り不可であり、検査で陰性が確認された場合でも、到着後 24 時間以内のみ移動が可能。
- (b) ROM は自宅もしくは適切な米軍宿泊施設（ネイビーロッジ、NGIS）で行い、他者との濃厚接触（6 フィート/2 メートル）になることを制限する。基地施設外のホテルなどの一時的な宿泊施設は、住居区とはみなされない。
- (c) ROM 期間中は出勤せず、自宅あるいは宿泊施設の各部屋からの外出はしない。屋外での運動、ベース内外の店、カミサリー/スーパーでの買い物、ジム、プレイグラウンド、飲食店、バー、エンタメ関連施設、コンビニなどへ行かない。宿泊施設内の公共エリア（喫煙所、ランドリー、飲食エリア、製氷機、PC エリア）の使用禁止。居住区とは居住者のみに帰属し、共有スペース（庭、バルコニーなど）を持たない屋外エリアが含まれる。
- (d) ROM 期間中は、AOB、住居探し、車両登録、引越しや荷物の調整、学校登録、部隊でのチェックインなど、対面で行う手続きはしない。オンライン上での手続きやチェックインは推奨、許可される。
- (e) 1 日 2 回の健康セルフチェック
 - 対象者は毎日 2 回検温し、咳、息苦しさ等の症状がないかを自身で確認する。体温が上昇気味、熱がある（疾病管理センター < CDC > の基準は 38 度以上）、息苦しさ等の症状がある場合、自己隔離を行い、他との接触を避け、上司又は司令部に連絡をし、併せて電話で医療機関へ受診が必要かを相談する。
 - 無症状な者に関しては、医療スタッフによる健康観察は不要とする。
 - 対面で患者（無症状感染者を含む）の検査を行う際、医療関係者は上層部による適切な医療ガイダンスを順守すること。
 - 対象者はかならず電話にて医療機関に症状や渡航歴を事前に伝えた上で受診すること。
 - 医療スタッフは新型コロナウィルス感染症に該当する症状がみられる患者の診察を行う際、CDC のガイダンスに従わなければならない。
- (f) 例外。例外として許可されるのは、医療スクリーニング、治療目的、生命を脅かす緊急事態および自宅から 50 フィート以上離れない距離での動物保護（例：犬の散歩）の場合のみとなる。この期間中、すべての人員はマスクを着用し、常に物理的距離をとることを実践する。
- (g) 陰性結果が得られるまで ROM の場所以外への外出の許可がでた場合、常にマスクを着用しなければならない。

滞在場所と報告義務

- (a) バス、トイレ、キッチンなど共有スペースを持つ場所に複数名で居住する場合、陰性結果が得られるまでは別の宿泊施設で待機となる。
- (b) 家族全員で陰性結果を待っている場合は個別の宿泊施設を必要としない。家族全員が同時期に渡航していない場合は、渡航者と渡航者以外の家族間で物理的距離を置くこと。（例）家族が米国で休暇を過ごしたのち日本に戻ってきたが、その間自分は日本に残っていた場合、渡航していた家族は ROM 期間中個別の寝室やバスルームを使用する。

部隊としての必須要件

- (a) 各部隊は空港と自宅及び宿泊施設間の移動を支援しなければならない。
- (b) 各部署に所属する人員が宿泊施設を必要とする場合には、予算を含め宿泊施設の手配をすること。
- (c) 陰性結果が得られるまで直属の上司は ROM を無視するような指示及び職場に出勤することを要求しない。